

教高第 496 号
令和 6 年 5 月 10 日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会
(公印省略)

弁明書の送付及び意見書等の提出について

令和 5 年 7 月 31 日に提出された、行政文書部分公開決定処分（令和 5 年 7 月 21 日付け教高第 721 号）に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項において読み替える同法第 29 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第 30 条第 2 項の規定により審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面（意見書）を提出する場合には令和 6 年 5 月 31 日までに、同法第 32 条第 1 項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には令和 6 年 5 月 31 日までに、それぞれ提出してください。

なお、上記の証拠書類又は証拠物は、新潟県情報公開条例第 21 条第 4 項に基づき、他の審査請求人又は参加人による閲覧等の請求の対象となっておりますので、証拠書類又は証拠物の提出に当たっては、これらの閲覧等を行うことについてのあなたの意見を付してください。ただし、閲覧等の請求に対する審査会の判断が、あなたの意見と異なる場合があることを御承知おきください。

意見書提出先

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1
新潟県教育庁 高等学校教育課 指導第 2 係

教 高 第 411 号
令和6年4月25日

新潟県教育委員会
(公印省略)

弁 明 書

1 事件の表示

〔以下「審査請求人」とする。〕から令和5年7月31日付けで提起された行政文書部分公開決定処分（令和5年7月21日付教高第721号）に対する審査請求

2 処分に至るまでの経緯

- (1) 令和5年2月7日、新潟県教育委員会（以下「処分庁」とする。）は、神奈川県座間市緑ヶ丘6-1-23-102、宮部 龍彦 氏（以下「公開請求人」とする。）からの「行政文書公開請求書」を受け付ける。
- (2) 令和5年2月21日、処分庁は、上記「行政文書公開請求書」に対する「決定期間延長通知書」を公開請求人に送付する。
- (3) 令和5年3月20日、処分庁は、当該情報に係る第三者である審査請求人に「意見照会書」を送付する。
- (4) 令和5年3月27日、処分庁は、審査請求人から、上記「意見照会書」に対する回答である「意見書」を受け付ける。
- (5) 令和5年4月7日、処分庁は、上記「行政文書公開請求書」に対する「決定期間特例延長通知書」を公開請求人に送付する。
- (6) 令和5年7月7日、処分庁は、上記「行政文書公開請求書」に対する「決定期間特例延長通知書」を公開請求人に送付する。
- (7) 令和5年7月21日、処分庁は、上記「行政文書公開請求書」に対する「行政文書部分公開決定通知書」を公開請求人に送付する。
- (8) 令和5年7月21日、処分庁は、「公開決定に係る通知書」を当該情報に係る第三者である審査請求人に送付する。
- (9) 令和5年7月31日、審査請求人から「審査請求書」が提出され、処分庁は同日、

同請求書を受け付ける。

(10) 令和5年7月31日、審査請求人から、「執行停止申立書」が提出され、処分庁は同日、同申立書を受け付ける。

(11) 令和5年8月4日、処分庁は、上記「行政文書部分公開決定通知書」に対する「執行の停止について（通知）」を公開請求人に送付する。

(12) 令和5年8月4日、処分庁は、「執行停止の申立てに対する決定について（通知）」を審査請求人に送付する。

3 審査請求の趣旨

新潟県教育委員会の令和5年7月21日付部分情報公開決定の内、別紙「公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等」の左側の頁欄に記載された、12頁、22頁、44頁、45頁、54～56頁、63頁、74頁、77頁、83頁、89～91頁、93頁、96頁、108頁、111頁、121頁、125頁、134頁、137～139頁の各文書について、部分情報公開の決定を取り消す。

4 審査請求の理由及びこれに対する弁明

(1) 審査請求の理由の1

ア 情報公開の対象文書は、令和5年2月3日の確認会及び令和2年以降の会議の内容を記載した報告書又は議事録や「それに準じたもの」にかぎられるべきであるところ、それ以外の、校長の「総括」又は「情報提供」的文書が公開文書に含まれている。これらは情報公開請求の対象外の文書というべきであり、公開は誤りである。

上記に該当する文書は、別紙「公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等」の左側の頁欄に記載された、

44頁、45頁、54～56頁、63頁、74頁、77頁、83頁、89～91頁、93頁、96頁、108頁、111頁、121頁、125頁、134頁、137～139頁の各文書である。これらの文書の公開決定は取り消されるべきである。非公開とすべきである。

イ これに対する弁明

審査請求人が情報公開の対象外であると主張している、校長の総括や情報提供に該当する行政文書は、確認会実施の過程で作成されたものであり、公開請求人が公開を請求している「確認会に係るすべての文書」に該当するものである。

また、本件文書は新潟県情報公開条例第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しない。以上の理由から、原処分に違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求の理由の2

ア 審査請求人が内部資料として作成し、たまたま誤って県教育委員会に手渡した文書を、県教育委員会が、その事実・経緯を認識し、しかも審査請求人が強く返還を求め、公開することに反対しているにもかかわらず、これを無視して公開決定した。このように誤って県教育委員会が入手した文書を公開することは、マスキング箇所が多いとはいえ信義則に反し誤りである。

上記に該当する文書は、別紙「公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等」の左側の頁欄に記載された、12頁、22頁の各文書である。

これらの文書の公開決定は取り消されるべきである。非公開とするべきである。

イ これに対する弁明

審査請求人が指摘する12頁及び22頁の文書は、それぞれ、令和2年9月28日及び令和3年2月19日の確認会において参加者に配付、使用された文書であることから、処分庁においては、誤って入手した文書であるとは認識していない。参加した高等学校教育課職員が持ち帰り、課内で供覧されていることから、行政文書に該当する。

また、審査請求人による返還要求は、本件公開請求に係り処分庁が行った意見照会に対する、令和5年3月27日付け意見書において申し立てられたものである。仮に今回返却した場合には、公開が好ましくない文書について返却することで公開請求の対象から外すという行為を容認することとなり、情報公開条例の趣旨を損なうことにもなりかねない。

また、本件文書は新潟県情報公開条例第7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しない。

以上の理由から、原処分に違法又は不当な点はない。